

両県連携展示会・マッチングイベント（仮）開催事業業務委託 企画提案募集要項

1 業務の目的

展示会を開催し、静岡県及び山梨県内の企業と、医療従事者、医療機器メーカー、ディーラー等との交流の場を提供することにより、参加者間のネットワーク構築を促進し、新たなビジネス機会の創出を図る。

また都内アカデミアが抱える臨床現場におけるニーズや課題を共有するイベントを実施し、医療現場の実情に基づいた情報交換の機会を創出するとともに、あわせて、医療・ヘルスケア分野のスタートアップが有する具体的なニーズを共有するイベントを実施し、優れた技術を有する両県内企業との協業の機会を創出する。

これら展示会及び各種イベントの開催を通じて、企業間交流を重視した商談機会の創出を目的とする。

2 業務の内容

(1) 委託業務名称

両県連携展示会・マッチングイベント（仮）開催事業業務

(2) 委託内容

別紙「両県連携展示会・マッチングイベント（仮）開催事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料上限額

金6,280,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年7月22日（火） |
| (2) 参加申込書及び質問票提出期限 | 令和7年7月28日（月）正午 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和7年8月4日（月）正午 |
| (4) 検討会議 | 令和7年8月6日（水） |
| (5) 結果通知 | 令和7年8月12日（火）頃発送予定 |

4 参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は団体とする。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生法手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生法手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ③ 過去5年以内に、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 参加申込書及び提出書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 同種・類似業務実績整理表（様式3）
- ④ 会社概要（任意様式・パンフレット等可）

(3) 参加申込書の提出方法

4(2)をPDF化し、電子メールにより、期限までに提出すること。また、その旨を電話にて連絡し、受領の確認をすること。送信先のメールアドレスおよび連絡先の電話番号は、10のとおり。

(4) 参加申込書の提出期限

令和7年7月28日（月）正午

(5) 参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式6）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

5 質問及び回答

(1) 質問方法及び送付先

質問票（様式4）に記載し、電子メールにて送信すること。

送信先のメールアドレスは、10のとおり。

(2) 質問受付期限

令和7年7月28日（月）正午

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

6 企画提案書等

企画提案書（様式5）は、1参加者につき1件のみとし、仕様書の業務内容について、企画提案審査基準表を踏まえて、下記を目安にわかりやすく記載すること。

(1) 企画提案書

仕様書や検討採点表の審査項目を参考に以下の事項を記載すること。

- ・本業務に対する考え方や取組方針
- ・提案するイベントの内容
- ・実施体制及び実施スケジュール
- ・経費見積書（税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。なお、積算根拠は、項目ごとにできるだけ詳細に記載すること）
- ・その他仕様書や審査項目に掲げる事項

(2) 提出方法

6（1）をPDF化し、電子メールにより、期限までに提出すること。また、その旨を電話にて連絡し、受領の確認をすること。送信先のメールアドレス及び連絡先の電話番号は、10のとおり。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和7年8月 4日（月）正午必着

7 審査及び結果通知

(1) 審査方法

- ① 両県連携展示会・マッチングイベント（仮）開催事業業務に係る企画提案検討会議において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案者の企画提案書等により書面で意見聴取を行う。
- ② 意見聴取の採点の合計により各提案者の順位および実績等を参考に、事務局が第一位の者を業務実施候補者へと選定する。

（２）結果通知

- ① 審査結果は審査終了後、速やかに参加者あて通知する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（３）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

8 契約

審査の結果、委託業務実施候補者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、委託業務実施候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、又は委託業務実施候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行う。契約は、委託料総額の2分の1の金額ずつに分け、やまなし産業支援機構、ファルマバレーセンターそれぞれと結ぶこととする。

9 その他

- （１） 契約保証金は免除する。
- （２） 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- （３） やむを得ない理由により、本提案の担当者等が業務完了までの間に変更になる場合は、事前に了承を得ること。
- （４） 企画提案書等の内容については、協議の上、仕様書に反映する場合がある。
- （５） 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。
- （６） 推進計画や推進センターの活動等については、山梨県庁及び推進センターのホームページを参照すること。

10 問い合わせ先

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3F

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

電話：055-243-1888

メールアドレス：sinjigyo@yiso.or.jp